

裁判員制度の 実現に向けて

最高裁判所判事
梶谷 玄



裁判員法の成立によって、司法制度改革の大きな柱の一つである裁判員制度は5年以内に実施されることになりました。重大な刑事事件について国民が裁判官とともに有罪・無罪やその量刑を判断するわけですが、これには当然国民の参加が得られなくてはなりません。しかし世論調査によると、60%以上の人々が有罪無罪の判断に自信がないなどの理由で裁判員になりたくないということです。法曹三者の協力により、裁判の迅速・充実化に万全を期し、国民の参加が得られるように工夫することが必要です。またマスコミ等の協力も得て、裁判員制度の仕組みと意義について周知徹底し、理解されなければなりません。

国民の司法参加の方式には、欧米では陪審制度とともに日本の裁判員制度に類似する参審制度がありますが、私は10年程前に参審制度を視察するためスウェーデンを訪れました。スウェーデンでは、通常の刑事事件の第一審では裁判官1人と参審員3人とが集中

審理・口頭主義の下で裁判を行っています。古くからの歴史があり、国民の間に参審員として裁判へ参加する意識が定着しています。参審員の任期は4年で再任も可能なので、日本の裁判員のように1回だけの事件を担当するのではなく、複数の事件に関与し、ある程度裁判手続に習熟することができます。裁判官や学者のこの制度の評価としては、なによりも国民が司法の一翼を担うことによって司法に対する信頼感を増し、裁判所がより身近な存在になることに重要なメリットがあるということでした。また参審員の方々からは、その経験を反映させるよい制度であり、名誉職と考えているとの感想が述べられました。

制度として多少異なるところはありますが、日本でも、スウェーデンの場合と同様に、裁判員として国民が司法に参加することにより国民の良識を裁判に反映させ、司法が国民に身近で親しみやすいものになることを確信しています。

